

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容

地域子ども・子育て支援事業について、地域の実情に応じて量の見込みと提供体制の確保の内容を定め、計画的に事業を実施します。

地域子ども・子育て支援事業	
(1)	利用者支援事業
(2)	時間外保育事業（延長保育事業）
(3)	学童保育室（放課後児童健全育成事業）
(4)	ショートステイ（子育て短期支援事業）
(5)	乳児家庭全戸訪問事業
(6)	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
(7)	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
(8)	一時預かり事業
(9)	病後児保育事業
(10)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
(11)	妊婦健康診査
(12)	実費徴収に係る補足給付事業
(13)	多様な事業者の参入促進・能力活用
(14)	子育て世帯訪問支援事業
(15)	産後ケア事業

※児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業については、今計画期間中は実施予定はありません